

雇用対策事業「被災者特別訓練受講手当」支給要綱

(趣旨)

第1条 財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「基金」という。）は、新潟県中越大震災における被災者の就業を促進するため、公共職業訓練の受講に対する援護措置として手当を支給することとし、その支給に関しては、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金交付規程（以下「規程」）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 被災者特別訓練受講手当（以下「特別手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する求職者であって、公共職業能力開発施設の行う訓練期間2月以上の短期課程の普通職業訓練又は障害者職業能力開発校の行う職業訓練を受けている者に対して支給する。

ただし、すでに特別手当を受給して職業訓練を終了した者（原則として自己都合により職業訓練を終了しなかった者を含む）及び財団法人新潟県中越沖地震復興基金から被災者特別訓練受講手当を受給した者に対しては支給しない。

(1) 当該災害に係る被災証明又は被災証明を受けている者

(2) 当該災害に係る求職者として公共職業安定所長が認める者

なお、当該災害に係る求職者には、事業所において雇用されていた者のほか、自営業者・家族従業者であった者及び農林漁業に従事していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされた者を含むものであること。

(3) 前二号に準じる者として公共職業安定所長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号に掲げる給付を受けることができる場合は、特別手当は支給しない。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第16条の規定による基本手当又は同法第37条の規定による傷病手当

(2) 雇用保険法第48条の規定による日雇労働求職者給付金

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第33条の2の規定による失業保険金又は同法第33条の16の規定による給付

(4) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条の規定による退職手当

(5) 雇用対策法（昭和41年法律第132号）第18条第2号の規定による給付金

(6) 前各号に相当する手当であって、地方公共団体が支給するもの

(特別手当の種類及び支給基準額)

第3条 特別手当の種類は、基本手当、技能修得手当（受講手当及び通所手当）及び寄宿手当とし、支給基準額は別表のとおりとする。

(受給資格の申請及び認定等)

第4条 特別手当の支給を受けようとする者は、被災者特別訓練受講手当受給資格認定申請

書（別記第1号様式以下「認定申請書」という。）及び公共職業訓練通校届（別記第2号様式）を当該職業訓練を行う施設の長を経由して、財団法人新潟県中越大震災復興基金理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の認定申請書及び通校届を提出した者について、受給資格を有するものと認定したときは、被災者特別訓練受講手当受給資格認定書（別記第3号様式以下「受給資格認定書」という。）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の通知を行ったときは、当該受給資格者認定者名簿（様式第4号様式）を当該職業訓練を行う施設の長に送付するものとする。
- 4 支給対象者は、認定申請書及び通校届の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、すみやかに理事長へ届け出るとともに第2項の受給資格認定書を提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の届出があつた場合は、その届出に係る事実を確認し、受給資格認定書に必要な改訂を行なつたうえ、これを当該支給対象者に返付するものとする。

（特別手当の支給）

第5条 前条第2項の規定により受給資格を有すると認定された者が特別手当の支給を受けようとする場合は、毎月10日までに前月分の特別手当に係る被災者特別訓練受講手当支給申請書（別記第5号様式）を当該職業訓練を行う施設の長の証明を得て、理事長に申請しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があつた場合は、その申請に係る書類を審査のうえ、支給すべき特別手当の額を確定し、当該支給対象者に通知するものとする。

（受給資格認定の取り消し及び返納）

第6条 理事長は、支給対象者が次の各号の一に該当するときは、当該受給資格認定を取り消し、又は既に支給した特別手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により特別手当の支給を受けたとき
- (2) その他理事長の指示に従わなかったとき

2 理事長は、前項の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に特別手当が支給されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 3 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（延滞金）

第7条 支給対象者は、前条の規定により特別手当の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納額（その一部を納付しなかった場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年1月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（支給基準額第3条関係）

| 特別手当の種類 | | 支給の対象 | 支給基準額 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---|--|------|--------|----------|--|---------|--|----------------|------------------------------------|---------|------|--|-----------|
| 基本手当 | | <p>職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間については支給しない。</p> <p>(1) 疾病又は負傷により引き続き 14 日を超えて職業訓練を受けることができなかった場合 当該 14 日を超える期間</p> <p>(2) 天災その他のやむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、職業訓練を受けなかった場合 当該職業訓練を受けなかった期間</p> | <p>基本手当の日額は、支給対象者の居住地に応じ、次のとおりとする。ただし、20 歳未満である者に対して支給する基本手当の日額は、3,530 円とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住地</th> <th>基本手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟</td> <td>新潟市、長岡市</td> <td>3,930 円</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>上記以外の市町村</td> <td>3,530 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟県外</td> <td>知事が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> | 居住地 | | 基本手当の額 | 新潟 | 新潟市、長岡市 | 3,930 円 | 県内 | 上記以外の市町村 | 3,530 円 | 新潟県外 | | 知事が別に定める額 |
| 居住地 | | 基本手当の額 | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟 | 新潟市、長岡市 | 3,930 円 | | | | | | | | | | | | | |
| 県内 | 上記以外の市町村 | 3,530 円 | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県外 | | 知事が別に定める額 | | | | | | | | | | | | | |
| 技能 修得 手当 | 受講 手当 | 職業訓練を受けた日数に応じて支給する。 | 日額 500 円 | | | | | | | | | | | | |
| | 通所 手当 | <p>支給対象者の住所又は居所から職業訓練を行う施設への通校の距離が片道 2 キロメートル以上の場合について、次の各号の一つに該当する者</p> <p>(1) 交通機関等又は有料の道路（以下「交通機関等」という）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という）を負担することを常例とする者</p> <p>(2) 自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という）を使用することを常例とする者</p> <p>(3) 交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする者</p> | <p>通所手当の月額、支給対象者の通校方法に応じ、次のとおりとする。ただし、その額が 42,500 円を超えるときは 42,500 円とする。</p> <p>なお、基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額、その日数のその月の現日数に占める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通校方法</th> <th>通所手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関等利用者</td> <td>通用期間 1 箇月の定期乗車券の価額(交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は通校 21 回分の額であって、最も低廉となるもの)</td> </tr> <tr> <td>自動車等利用者</td> <td>片道 10km 未満 3,690 円 片道 10km 以上 5,850 円 片道 15km 以上 (基本手当の額が 3,530 円である者に限る。) 8,010 円</td> </tr> <tr> <td>交通機関等及び自動車等利用者</td> <td>交通機関等利用者の欄に掲げる額と自動車等利用者の欄に掲げる額の合計額</td> </tr> </tbody> </table> | 通校方法 | 通所手当の額 | 交通機関等利用者 | 通用期間 1 箇月の定期乗車券の価額(交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は通校 21 回分の額であって、最も低廉となるもの) | 自動車等利用者 | 片道 10km 未満 3,690 円 片道 10km 以上 5,850 円 片道 15km 以上 (基本手当の額が 3,530 円である者に限る。) 8,010 円 | 交通機関等及び自動車等利用者 | 交通機関等利用者の欄に掲げる額と自動車等利用者の欄に掲げる額の合計額 | | | | |
| 通校方法 | 通所手当の額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 交通機関等利用者 | 通用期間 1 箇月の定期乗車券の価額(交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は通校 21 回分の額であって、最も低廉となるもの) | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車等利用者 | 片道 10km 未満 3,690 円 片道 10km 以上 5,850 円 片道 15km 以上 (基本手当の額が 3,530 円である者に限る。) 8,010 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 交通機関等及び自動車等利用者 | 交通機関等利用者の欄に掲げる額と自動車等利用者の欄に掲げる額の合計額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄宿手当 | | 職業訓練を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿している場合に当該親族と別居して寄宿した期間の日数に応じて支給する。 | <p>寄宿手当は、月額 10,700 円とする。ただし、次の各号に掲げる日のある月の寄宿手当の月額、その日数のその月の現日数に占める割合を 10,700 円に乘じて得た額を 10,700 円から減じた額とする。</p> <p>(1) 親族と別居して寄宿していない日</p> <p>(2) 基本手当を支給されていない日</p> | | | | | | | | | | | | |

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

申請者氏名 印

雇用対策事業「被災者特別訓練受講手当」受給資格認定申請書

被災者特別訓練受講手当受給資格の認定を受けたいので、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第3条第1項の規定に基づき次により申請します。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-------------------------------|----|-----|---------|---------|-------------|-------|-------|--|-------|--|
| 1 | 申請する手当 | 受講手当・通所手当・寄宿手当 | | | | | 申請する手当を で囲む | | | | | |
| 2 | 氏名・生年月日 | 年 月 日生(歳) | | | | | | | | | | |
| 3 | 住所又は居所 | | | | | | | | | | | |
| 4 | 電話番号 | | | | | | | | | | | |
| 5 | 訓練施設名 | | | | | | | | | | | |
| 6 | 訓練科名 | | | | | | | | | | | |
| 7 | 訓練期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 8 | 他の給付金等の受給状況等 | (1) 雇用保険基本手当及び傷病手当 | | | | | 有・無 | | | | | |
| | | (2) 日雇労働者求職者給付金 | | | | | 有・無 | | | | | |
| | | (3) 船員失業者保険金等 | | | | | 有・無 | | | | | |
| | | (4) 国家公務員等退職手当 | | | | | 有・無 | | | | | |
| | | (5) 訓練手当 | | | | | 有・無 | | | | | |
| | | (6) (1)~(5)に相当する地方公共団体が支給する手当 | | | | | 有・無 | | | | | |
| 9 | 寄宿及び家族に関する事項 | 寄宿の事実 | | 有・無 | | 寄宿開始年月日 | | 年 月 日 | | | | |
| | | 寄宿前の住所 | | | | | | | | | | |
| | | 家族の状況 | 氏名 | | 申請者との続柄 | | 年齢 | | 職業の有無 | | 扶養の有無 | |
| | | | | | | | 歳 | | 有・無 | | 有・無 | |
| | | | | | | | 歳 | | 有・無 | | 有・無 | |
| | | | | | | | 歳 | | 有・無 | | 有・無 | |
| | | | | | 歳 | | 有・無 | | 有・無 | | | |
| | | | | 歳 | | 有・無 | | 有・無 | | | | |

【添付種類】

- 被災の事実を証明する次の(1)~(2)のいずれかの書類
 - 罹災証明又は被災証明書の写し
 - 当該災害に係る求職者として公共職業安定所長が証明する書類
- 通校届(別記2号様式)
- 特別手当振込口座届(別紙)
- 家族の状況及び扶養状況を証明する書類(寄宿手当の支給を受けようとする者のみ)

(以下基金事務局記載欄、申請者記載不要)

| | | |
|--------|-------|------|
| 事業番号 | 訓練施設名 | 受付番号 |
| 020040 | | |

別 紙

被災者特別訓練受講手当振込口座届

| | |
|----------|---------|
| 氏名（漢字） | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 金融機関名 | |
| 支店名等 | |
| 預金区分 | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号 | |
| 口座名義（カナ） | |

口座名義人のフリガナ等が確認できる通帳の写しを添付すること

受給決定番号

別記第3号様式(第4条第2項関係)

雇用対策事業「被災者特別訓練受講手当」受給資格認定書

| | | |
|----------------------|---------------|-------------------|
| 氏名 | | |
| 生年月日 | | |
| 現住所 | | |
| 訓練施設名 | | |
| 訓練期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 手当の種類 | 支給日額(月額) | 備考 |
| 基本手当(日額) | 円 | 訓練を受ける期間の日数に応じて支給 |
| (技能修得手当) 受講手当(日額) | 円 | 訓練を受けた日数に応じて支給 |
| (技能修得手当) 通所手当(月額) | 円 | |
| 寄宿手当(月額) | 円 | |
| | | |

上記のとおり認定する。

平成 年 月 日

財団法人中越大震災復興基金
理事長



別記第 4 号様式 (第 4 条第 3 項関係)

中復基第 号
平成 年 月 日

(公共職業能力開発施設の長) 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長

雇用対策事業「被災者特別訓練受講手当」受給資格認定者名簿

財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり受給資格を認定することとしたので通知します。

第5号様式（第5条関係）

雇用対策事業「被災者特別訓練受講手当」支給申請書（ 年 月分）

年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金

理事長 様

住 所

申請者

氏 名

印

被災者特別訓練受講手当の支給を下記のとおり申請します。

| | | | | |
|------------------------|---------------|--------|----|----|
| 受給決定番号 | | | | |
| 訓練が行われなかつた日 | | | | |
| 訓練を受けなかつた日 | 疾病・負傷による場合 | | | 備考 |
| | やむを得ない理由による場合 | | | |
| | やむを得ない理由がない場合 | | | |
| 家族と別居して寄宿していない日 | | | | |
| 手当区分 | 日数 | 日額（月額） | 金額 | |
| 基本手当 | | | | |
| 技能習得手当 | (1) 受講手当 | | | |
| | (2) 通所手当 | | | |
| 寄宿手当 | | | | |
| 合計金額 | | | | |
| この欄の記載事項に誤りのないことを証明する。 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 公共職業能力開発施設の長の氏名 | | | | |
| | | | | 印 |
| | | | | 印 |

訓練生出席簿照合済

注 1 欄から 欄までは該当する日を記入すること。

2 欄は 欄から 欄までの日数について具体的事情、その他必要な事項を記入すること。

（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）

| | | |
|--------|-------|------|
| 事業番号 | 訓練施設名 | 受付番号 |
| 020040 | | |